

奈良県吹奏楽連盟規約

第1条 [名称と所在地]

本連盟は奈良県吹奏楽連盟と称し、本部を朝日新聞奈良総局に置く。

第2条 [組織]

(1) 本連盟は奈良県下の吹奏楽演奏団体をもって組織し、一般社団法人全日本吹奏楽連盟に加盟し、関西支部に属する。

(2) 本連盟に、小学生部会、中学生部会、高等学校部会、大学部会、職場・一般部会を設ける。

第3条 [目的]

本連盟は吹奏楽を通じて情操を涵養し、併せて相互の親睦と技術の向上を図るを目的とする。

第4条 [事業]

本連盟は目的達成のため次の事業を行う。

(1) 演奏会 (2) コンクール (3) 研修会 (4) 講習会 (5) マーチング (6) その他必要な事業

第5条 [理事]

本連盟加盟団体の代表者、並びに常任理事会で推薦する学識経験者をもって理事とする。

第6条 [役員]

(1) 本連盟に次の役員を置き、連盟の運営と事務を処理する。役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

会長 理事会(総会)で推薦する。

副会長 中学生、高等学校の部会長及び朝日新聞奈良総局長をもっててあり、理事会(総会)で 推薦する。

理事長 理事の中から互選する。

副理事長 常任理事会で推薦する者をもっててある。

常任理事 各部会の部長と各委員会の委員長、並びに各部会より選出された理事、常任理事会で推薦する学識経験者をもっててあり、理事会の承認を受ける。

事務局長 常任理事会で理事の中から推薦する。

事務局次長 常任理事会で理事の中から推薦する。

(2) 本連盟に名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

(3) 各部会には、部長・部会事務局・運営委員を置く。部会人事については、各部会で推薦された理事をもっててある。任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

(4) 第4条の事業達成に関わる各委員会を設ける。各委員会には、委員長及び運営委員を置く。任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。委員長については、常任理事または常任理事会で推薦する学識経験者をもっててあり、理事会の承認を受ける。

第7条 [事務局]

本連盟の事務局は、事務局長・事務局次長・事務局員をもって構成する。

第8条 [会議]

本連盟には次の会議を設ける。

(1) 理事会(総会) 第5条に定める理事による会議。理事長が召集し、年1回通常総会を開催する。必要に応じて、臨時総会を行う。ただし、不測の事態により総会が開催出来ない場合は、常任理事会をもって総会とすることが出来る。

(2) 常任理事会 会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・事務局が出席し、原則として2ヶ月に1回開催する。

(3) 部会 各部会事業の運営にあたる。

(4) 委員会 第4条の事業達成のために必要な委員会を設け、各事業の運営にあたる。

(5) 事務局会議 事務局長・事務局次長による会議。必要に応じて、理事長・副理事長が出席する。

第9条 [会費]

本連盟の入会金は2,000円とし、会費は1団体年額10,000円とする。

第10条 [会計]

本連盟の会計は会費・補助金・寄付金等をもっててある。会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第11条 [規約の改正]

本規約の改正は理事会の決議をもって行う。

'92(平成 4)	年 6月20日	改正
'95(平成 7)	年 5月 6日	改正
'97(平成 9)	年 4月26日	改正
'98(平成10)	年 4月25日	改正
'04(平成16)	年 4月18日	改正
'07(平成19)	年 4月21日	改正
'11(平成23)	年 4月25日	改正
'13(平成25)	年 4月20日	改正
'19(令和 元)	年 6月22日	改正
'20(令和 2)	年 4月18日	改正
'23(令和 5)	年 4月22日	改正